

## 北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金交付要綱

### (通 則)

第1条 北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金(以下「助成金」という。)の交付については、北九州市補助金等交付規則(昭和41年北九州市規則第27号)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目 的)

第2条 この要綱は、北九州市の水素拠点形成における先導的役割を担う事業実施を促進し、市内産業の脱炭素化と競争力強化を図ること目的として、響灘臨海部を中心とした水素拠点形成に資するパイプライン、タンク等の供給基盤構築に関する事業可能性調査事業(以下「FS」という。)を実施する者に対して行う助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)水素拠点 燃料や原料として利用される水素・アンモニア(以下「水素等」という。)の大規模な需要創出と効率的なサプライチェーン構築を実現するため、水素等の安定・安価な供給を可能にするタンク、パイプライン等の供給基盤(水素等の利用量最低1万トン/年(水素換算))を構築する場所。

(2)FS 事業者が水素等の供給基盤構築検討段階での基礎調査や詳細設計に向けた要件整理を行うもの。詳細設計、実証事業、設備調達及び建設工事は対象外とする。

### (助成金交付対象事業)

第4条 北九州市響灘臨海部を中心とした FS であって、第15 条に規定する完了報告期限日までに完了する事業であること。

### (助成金交付対象者)

第5条 助成金の交付を受けて FS を行う者は、次の各号に掲げる要件すべてを備えたものでなければならない。

(1)北九州市響灘臨海部を中心とした水素拠点形成に資するパイプライン、タンク等の供給基盤構築の FS を行う企業、団体等の事業者。

(2)市税を滞納していないこと。

(3)FS を行う際に法令に違反するおそれがないものであること。

(4)過去に類似事業の経験を有するなど、FS を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

(5)次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

### (助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費は、FS に必要な経費のうち、別表1に掲げるものとする（消費税相当分及び地方消費税相当分を含む額とする）。

（助成金の交付及び額）

第7条 市長は、助成金の交付の申請のあった事業者のうち、第5条各号に掲げる要件をすべて備えた者に対して、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 助成金の額は、助成対象経費に 3/10 の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

3 複数の事業者が共同で FS を行う場合、助成金の交付はその代表者に対して行うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、この要綱による助成金の交付を受けようとする事業者が、同一の事業について、経済産業省令和 6 年度「非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）」（以下「国補助事業」という。）の補助金交付を受けた場合、助成金の額は、助成対象経費に 1/12 の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

5 第2項及び前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（他の制度との併給制限）

第8条 市長は、事業者が同一の調査内容で、北九州市及び北九州市から出資を受けている団体が実施する事業の助成を受ける又は受けた場合の併給を認めないものとする。

（計画書の提出）

第9条 助成金の交付を受けようとする事業者は、市長が定める日までに北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金調査計画書（以下「計画書」という。）を提出しなければならない。

2 前項に規定する計画書を提出しようとする者は、計画書のほか次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 市税納税証明書
- (2) 直近2年分の決算報告書等の写し
- (3) 調査計画予算書及び内訳書
- (4) 別表1に掲げる助成対象経費のうち、「3 委託・外注費」については見積書、設計書等
- (5) 申請日時点において、発行から 3 ヶ月以内の履歴事項全部事項証明書または現在事項全部証明書の写し
- (6) 役員名簿
- (7) 国や県、市等の他の制度の助成を受けた実績や申請中の制度がある場合、その内容が分かる資料
- (8) その他市長が必要と認める書類

（意見の聴取）

第 10 条 市長は、計画書を審査するに当たり、北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金審査検討会（以下「検討会」という。）を開催し、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

（採択）

第 11 条 市長は、前条の規定による検討会の意見を尊重し、計画書の内容を審査した後、採択又は不採択を決定し、その旨を事業者に通知する。

(助成金の交付申請)

第 12 条 採択の通知を受けた者は、助成金の交付を受けるに当たって、通知を受けた日から 7 日以内に北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 13 条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、交付申請書の内容を審査し、交付決定を行い、その旨を事業者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

(交付決定取消し)

第 14 条 市長は、交付決定された者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取消しにより申請者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 第 7 条第 2 項による助成金の額を交付決定されたのち、国補助事業の補助金の交付を受けていると認められたとき。

(3) 助成金を他の用途に使用したとき。

(4) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

(6) 役員等(法人の役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

(7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(8) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

(9) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(10) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(11) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(完了報告)

第 15 条 交付決定者は、当該年度中に助成対象調査を終了させ、当該年度の 3 月 31 日までに、北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金調査完了報告書(以下「完了報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付金額の確定及び通知)

第 16 条 市長は、前条に定める完了報告書の提出があったときは、内容を審査し、FS の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第 17 条 助成金は、前条により交付すべき助成金の額を確定した後、支払うものとする。

(交付請求)

第 18 条 交付決定者は、第 16 条に定める通知を受けた日から7日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第 19 条 第 14 条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、市長は、すでに交付されている助成金の全額又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(変更及び中止)

第 20 条 交付決定者は、助成対象調査を変更又は中止しようとするときは、変更にあつては北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金調査変更申請書を、中止にあつては北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金調査中止申請書を、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項で調査の中止を承認された交付決定者は、中止までの調査の進捗状況に応じて精算するものとする。

(成果の帰属)

第 21 条 調査成果は、市と交付決定者との間に別段の合意がある場合を除き、交付決定者に帰属する。

(調査成果報告)

第 22 条 交付決定者は、FS 完了後、市長から報告を求められたときは、FS 成果について、市長に報告しなければならない。

(諸様式)

第 23 条 計画書等の様式は、別表2に定めるとおりとする。ただし、別表2に定める様式によりがたい特別の理由があるときは、当該様式を適宜補正することができる。

(委 任)

第 24 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表1

FSに必要な経費に係る助成対象経費

- (1)直接人件費
- (2)補助人件費(人材派遣含む)
- (3)委託・外注費
- (4)旅費、会議費・謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、その他諸経費
- (5)その他市長が認める経費

経費計上する請負契約又は委託契約(委託・外注費等)がある場合は、助成金交付対象者が提出する実績報告書において、請負先事業者・委託先事業者の事業者名、契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料(実施体制図含む)を添付すること。

助成対象経費をすべて「委託・外注費等」で計上しないこと

## 別表2

- 1 北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金調査計画書(第9条関係)  
様式1、様式1-1、様式1-2
- 2 北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金交付申請書(第12条関係)  
様式2
- 3 北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金交付決定通知書(第13条関係)  
様式3
- 4 北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金調査完了報告書(第15条関係)  
様式4
- 5 北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金交付額確定通知書(第16条関係)  
様式5
- 6 北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金調査変更申請書(第20条関係)  
様式6
- 7 北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金調査中止申請書(第20条関係)  
様式7